

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月1日から59年4月1日まで

私は、申立期間において、A社のB職として勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低い金額となっていることが分かった。

私が所持している当時の給与明細により、そのことが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された1枚の給与明細の写し（以下「申立人の明細」という。）について、申立期間当時のA社のC職5人のうちの1人及び申立期間において同社の本社に勤務していたとする者の証言から、申立人の明細は正式な給与明細書として発行されたものではなかった可能性がうかがえるものの、申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうち、申立人を記憶している者が所持している同社から交付されたとする複数の給与明細から、申立人の明細は、同社が発行したものと推認される。

また、申立人の明細には支給された時期が記載されていないものの、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和58

年4月に二人の子が被扶養者として認定されていることが確認でき、当時、扶養親族が二人である場合、申立人の明細に記載された支給合計額等では所得税が課税されなかったものと推認されることから、申立人の明細において所得税が控除されていないことから、申立人の明細は少なくとも同年4月以降のものであると推認される上、申立人の明細に記載された厚生年金保険料控除額から推認される適用保険料率は、57年6月から58年5月までに適用されていたものであることを踏まえると、申立人の明細は、同年4月分又は5月分の給与明細であると考えられ、そのいずれの期間であっても、申立人の明細に記載された厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い額であることが確認できる。

さらに、事情を聴取できた前述の複数の者のうち、申立人と同じ昭和58年3月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、同社でD職を担当していたとする二人は、「給与は固定給で、変動は無かったと思う。」、「給与は13万円ぐらいの固定給で、勤務期間中の手取額に変動は無かったと思う。」とそれぞれ述べている上、前述の申立人を記憶している者は、「申立人の給与は一律で、基本給と手当金の合計額であったと思う。」と述べていることから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、申立期間において一定であり、それらの額は申立人の明細に記載されている額であったものと推認できる。

加えて、申立人を記憶している者が提出した前述の複数の給与明細のうち、その様式等が申立人の明細と一致していると認められる3枚の給与明細については、支給時期が記載されていないものの、それらの明細に記載されている健康保険料控除額から推認される適用保険料率が昭和56年11月から59年2月までの期間において適用されているため、当該期間中に発行されたものと推認されることから、当該明細上の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い額（随時改定により、オンライン記録上の標準報酬月額の等級が上がり、当該明細上の厚生年金保険料控除額がオンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料と同額となる昭和59年2月を除く。）であることが確認できることから、A社では、期間は特定できないものの、当時、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い額を控除していた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の明細等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立期間において、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、申立期間当時のC職5人のうち事情を聴取できた2人は、当時の資料が無いので不明である旨回答しているが、事業主による資格取得届や申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は申立人の明細等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成21年9月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、当該期間において、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間に係る標準報酬月額について、21年9月は20万円、同年10月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年11月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の同年9月の定時決定に係る届出（訂正）を行っていたと認められることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に基づき、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年9月1日から同年12月1日まで

申立期間に係る給与明細に記載してある厚生年金保険料控除額と、ねんきん定期便に記載してある当該期間に係る標準報酬月額に相当する同保険料額が相違しているため、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂

正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間のうち、平成21年9月1日から同年11月1日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年12月27日（申立人の平成21年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）の写しから、事業主による届出日は23年12月16日）に22万円に訂正され、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の額（22万円）ではなく、当初記録されていた額（18万円）とされている。

しかし、申立人から提出された給料明細及びA社から提出された平成21年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにより、申立人は、当該期間について、当初記録されていた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額について、平成21年9月は20万円、同年10月は22万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料を納付していないことを認めている上、平成21年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間のうち、同年9月1日から同年11月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額（平成21年9月は20万円、同年10月は22万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年11月1日から同年12月1日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料を徴収す

る権利が時効により消滅する前の 23 年 12 月 27 日（前述のとおり、事業主による届出日は平成 23 年 12 月 16 日）に 22 万円に訂正されているにもかかわらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の額（22 万円）ではなく、当初記録されていた額（18 万円）とされている。

しかし、前述のとおり、事業主は、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に申立人の平成 21 年 9 月の定時決定に係る訂正の届出を行っていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定ではなく、同条ただし書を適用して、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額を訂正後の額（22 万円）とすべきものと考えられる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の平成 21 年 9 月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）の写しにおいて確認できる報酬月額に相当する標準報酬月額から、22 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで
私の厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和45年11月30日となっており、申立期間に空白があることが分かった。

申立期間当時、同社C部へ出向したが、継続して勤務しており、途中で退職はしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の在籍証明書及び同社の回答並びに申立人に係る雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社（本社）から同社C部（オンライン記録上は、D社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和45年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「保険料を納付したか否かについては不明であるが、届出については、通常、月末が異動日というのは考えにくい上、厚生年金保

険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人は、A社C部において、昭和45年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、資格喪失日の届出誤りであったと思われる。」としている上、事業主が資格喪失日を昭和45年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から46年3月まで

私は、申立期間当時、夫、義母及び私の3人分の国民年金保険料をA町B会の集金で支払っていた記憶があるが、年金記録を確認すると夫の分は納付となっているが、私の分は未納となっていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和46年9月16日に払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間の一部（昭和41年8月から44年6月まで）は時効により納付できなかったものと推認される上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「結婚後、3人分の国民年金保険料をC町（現在は、D市）のA町B会の集金により納付していた。」としているところ、A地区に居住している住民への聴取により、当該地区において国民年金保険料の集金を行っていた可能性のある者のうち、事情を聴取できた二人の証言から、当該地区のB部において保険料の集金を行っていたことはうかがえるものの、申立期間に係る申立人の保険料の集金状況等についての具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人には、国民年金の加入手続についての記憶が無く、C町に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 15 日から 42 年 9 月 12 日まで

私は、申立期間において、A社のB職として勤務し、その後、同社の関連会社であるC社に移籍して勤務した。

厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間後に勤務したC社の厚生年金保険加入記録が有るのに、移籍元であるA社に係る厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

申立期間において、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間当時の日記の記載内容及び申立人が覚えている複数の同僚のうちの二人の証言から、期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないところ、前述の同僚二人のうち、申立期間当時、同社のD事務に関与していたとする者は、「A社は厚生年金保険に加入しておらず、私自身の給与からも厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と述べており、オンライン記録上、この者は、申立期間において、国民年金保険料納付済期間となっていることが確認できる上、A社は、「当社は、社会保険に加入していない。」と回答している。

また、申立人が所持している金銭出納帳を見ると、昭和 41 年 7 月分予算表に記載されている社会保険料等の支払予定金額は、当該予算表により確認できる同年 6 月の本給（2 万 8,000 円）から算出される社会保険料等の金額と大きく異なる上、同年 8 月分収支予算表において「国保」を支払う

予定であることが記載されていること、及び同年9月の日計表（実支出）において住民税とともに「健保」（住民税とともに支払っていることから、国民健康保険であると考えられる。）を支払った記載が確認できることを踏まえると、申立期間当時、申立人は国民健康保険に加入していた可能性を否定できない。

さらに、申立人及び前述の同僚二人の証言からA社の事業主であったと推認される者は既に死亡しており、事情を聴取することができない上、同社の関連会社であったと推認されるE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できないほか、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月から 21 年 7 月まで

私の父は、終戦後間もなくしてA社（現在は、B社）C支社のD船にE職として乗船していたのに、申立期間に係る船員保険被保険者記録が無いことに納得できない。

船舶は異なるものの、親戚が申立期間と同時期にA社C支社の船舶に乗船していたし、申立期間後ではあるものの、親戚から紹介された者と共に同社C支社の船舶に乗船していたので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社C支社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人とは別の同社C支社の船舶に乗船していたとして申立人の子が氏名を挙げた一人、及び申立期間後に申立人と同じ船舶に乗船していたとして申立人の子が氏名を挙げた二人のうち一人は、既に確認されている申立人の同社C支社における船員保険被保険者資格取得日（昭和21年7月13日）の前日又は同じ日に同資格を取得しており、いずれも申立期間の大部分において船員保険被保険者記録が確認できない上、申立期間後に申立人と同じ船舶に乗船していたとして申立人の子が氏名を挙げた二人のうち残りの一人は、同社C支社のF船に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間の一部の期間（昭和21年4月19日から同年7月2日までの期間）に船員保険被保険者記録が確認できるものの、当該被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できず、申立人の子が氏名を挙げた上記の3人はいずれも

既に死亡しているほか、申立期間及びその前後の期間において、同社C支社に係る船員保険被保険者記録又は厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取したところ、このうち一人は申立人を覚えているものの、勤務時期までは覚えておらず、残りの者はいずれも申立人を覚えていないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、前述のとおり、申立期間に申立人とは別のA社C支社の船舶に乗船していたとして申立人の子が氏名を挙げた一人は、申立期間において船員保険被保険者記録が確認できない上、事情を聴取できた前述の複数の者のうちの二人は、「私は、昭和20年9月頃からA社の所有する古船でG沖の近海を操業していた。」「私は、昭和20年10月頃からA社の古い船で近海を操業していた。古船だったため故障が多く、漁場とG地区の間を行ったり来たりしていたが、船員手帳を見ると、21年3月雇入れの記録からしか載っていない。」とそれぞれ述べているところ、同社C支社に係る船員保険被保険者名簿によると、この二人について、それぞれ主張している乗船時から昭和21年2月までの期間において船員保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同社C支社は、必ずしも全ての船員を船員保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

さらに、B社は、「資料が無く、申立期間における保険料控除、納付及び届出については不明である。」と回答しており、申立期間後にA社C支社のH事務を担当していたとする者も、「A社C支社の資料は処分してしまったので確認することができない。」と述べているほか、事情を聴取できた前述の複数の者からも、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 1292 (事案 956 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から33年10月1日まで
② 昭和35年5月1日から36年10月1日まで
③ 昭和38年7月1日から39年7月1日まで
④ 昭和40年5月1日から42年7月1日まで
⑤ 昭和44年11月1日から45年8月1日まで
⑥ 昭和46年11月1日から47年8月1日まで
⑦ 昭和48年11月1日から49年8月1日まで
⑧ 昭和51年8月1日から54年6月1日まで
⑨ 昭和55年10月1日から58年8月1日まで
⑩ 昭和59年10月1日から60年10月10日まで
⑪ 昭和60年10月10日から同年11月1日まで
⑫ 昭和61年2月4日から62年3月17日まで

申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に相当する標準報酬月額(最高等級の標準報酬月額)と異なっていることから年金記録の確認申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、A県の相談室に相談したところ、5人の相談員全員から申立内容は正しい旨の回答を得られたので、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①から⑦及び申立期間⑪について、B社C営業所から提出された申立人の従業員名簿に記載されている昭和24年3月1日から44年4月1日までの期間の月給額は、申立

人が主張する給与額と相違している上、当時の複数の同僚が、自身の標準報酬月額記録は当時受け取っていた給与額と一致していると思う旨述べているほか、申立人に係る雇用保険の支給台帳により確認できる60年10月31日に離職した際の報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額とおおむね一致しており、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同被保険者原票及びオンライン記録を見ても、標準報酬月額について、不自然な記録訂正等が行われた形跡は見当たらないなどとして、ii) 申立期間⑧から⑩までについて、D社の当該期間当時のE職は、当該期間に係る標準報酬月額について、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出及び保険料控除を行っていたと思う旨回答している上、当該期間に被保険者記録が確認できる複数の者は、自身が当時受け取っていた給与額と標準報酬月額は一致している旨述べているほか、当該事業所に係る申立人の被保険者原票及びオンライン記録を見ても、標準報酬月額について、不自然な記録訂正等が行われた形跡は見当たらないなどとして、iii) 申立期間⑫について、申立人に係る雇用保険の支給台帳により確認できる62年3月16日に離職した際の報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額とおおむね一致している上、当該期間に被保険者記録が確認できる複数の者は、自身が当時受け取っていた給与額と標準報酬月額は一致している旨述べているほか、F社に係る申立人の被保険者原票及びオンライン記録を見ても、標準報酬月額について、不自然な記録訂正等が行われた形跡は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A県の相談室(電話番号から、ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤルであると考えられる。)に相談したところ、5人の相談員全員から申立内容は正しい旨の回答を得られたとして記録の訂正を認めるよう、再度申し立てている。

しかし、ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤルに係る電話相談業務を委託している日本年金機構は、当該業務の請負事業者が管理している申立人との通話記録を確認した上で、「相談を行ったという5人のうち1人については、相談を受けた事実が確認できず、残りの4人については、相談を受けた事実は確認できたが、申立人が主張しているような回答は行っていない。」としている。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額について、全て最高等級の標準報酬月額であった旨主張しているが、B社C営業所及びD社においては、前述の申立人に係る従業員名簿により確認できる昭和24年3月1日から60年10月31日までの社内経歴(D社に係る経歴も、出向中として記載されている。)及び24年3月1日から44年4月1日までの月給、申立人に係る雇用保険の支給台帳により推認できる60年10月31日離職前の給与額、

申立人と当時の複数の同僚に係る標準報酬月額推移の比較結果並びに当該複数の同僚の証言を踏まえると、申立人は、勤続年数、年齢などに応じて基本的に給与が上昇し、それに伴い、標準報酬月額も一部の期間を除いて上昇していたため、申立人の標準報酬月額が最高等級に達することはあったものの、制度上、最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定が行われた際、申立人の標準報酬月額が最高等級でなくなるという状況を繰り返す中、おおむねオンライン記録どおりの標準報酬月額に相当する給与が支払われていたものと推認できる上、F社においても、申立人に係る雇用保険の支給台帳により推認できる62年3月16日離職前の給与額、当時の複数の同僚の証言等により、おおむねオンライン記録どおりの標準報酬月額に相当する給与が支払われていたものと推認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。